

## 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」)が、平成28年6月3日に施行されました。

この法律は、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする差別的言動の解消に向けた取組を推進し、外国人の文化や生活習慣を理解し、多様性を認め偏見や差別をなくしていこうとするものです。

今回は、この法律が成立した背景や目的、特徴などについて考えてみましょう。

### ヘイトスピーチとは

ヘイトスピーチとは、デモやインターネット上で特定の民族や国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとする内容の言動をいいます。

### どうしてこの法律ができたの？

近年、ヘイトスピーチが公然と行われ、報道でも大きく取り上げられて社会的問題になりました。ヘイトスピーチをなくし、一人一人の人権が尊重される社会を目指して、この法律ができました。

### 本邦外出身者とは

本邦の域外にある国もしくは地域の出身者である者又はその子孫であって適法に居住するものをいいます。

### この法律の特徴は？

この法律は理念法といって、基本理念を定めたもので、具体的な規制や罰則については特に定めていません。

### 国及び地方公共団体はどんなことをするの？

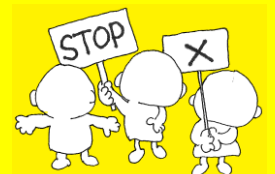
地域の実情に応じて、相談体制を整備したり、教育活動を実施したりします。また、ポスターやリーフレットによる広報や啓発活動を通して、国民に周知しその理解を深めます。

2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。今後ますます外国人の方と交流が増えると予想されます。民族や国籍等の違いを超えて、お互いの人権を尊重しあう社会を築きましょう。

詳しくは、法務省のホームページを参照 [法務省ヘイトスピーチ](#) [検索](#)

ヘイトスピーチ、**許さない。**

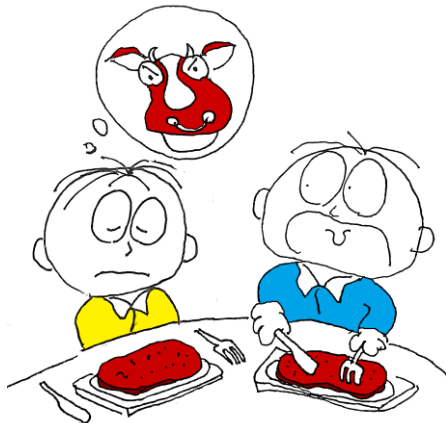
STOP ! HATE SPEECH



## 外国人の人権～違いを認め合う共生社会をめざして～

2016年における我が国の外国人入国者数は約2,300万人、在留外国人数は約238万人で、いずれも過去最高を記録しました。2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、外国人と接する機会は一層増えると予想されます。その一方で、日常生活や雇用の場において、日本人と外国人との間で、言語や文化、生活習慣等の違いに起因する問題が生じたり、外国人に対する偏見や差別などの人権問題も発生したりしています。

「人権擁護に関する世論調査」（内閣府 H29.10 実施 有効回収数 1,758 人：回収率 58.6%）から、「外国人に関する人権問題」（複数回答）の上位4項目を紹介します。



風習や習慣の違いを受け入れられないこと 41.3%



就職・職場で不利な扱いを受けること 30.9%



アパート等への入居を拒否されること 24.6%



差別的な言動をされること 22.4%

### ～「暮らしのガイド」外国語版～

松江市のホームページには、多文化共生社会をめざして、外国人が市の情報や支援を受けられるように、「暮らしのガイド」外国語版が用意されています。

総合メニュー > 暮らしのガイド > 外国語版 (Foreign language)

外国語版 (Foreign language)

- ・英語 (English) 外部サイト
- ・中国語 (簡体字) 外部サイト
- ・中国語 (繁体字) 外部サイト
- ・韓国語 (Korean) 外部サイト
- ・フランス語 (French) 外部サイト
- ・ベトナム語 (Vietnamese) 外部サイト

「暮らしのガイド」外国語版

異なる国籍や文化などをもつ人々が、お互いに多様性を認め合い、地域社会の一員として安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現に努力する必要があります。